省　令

○国土交通省令第三十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第一項及び第二項の規定に基づき、海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部を改正する省令

海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和四十年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第十六項中「第二十九条ノ三第二項」を「第八条」に改め、同条第十七項中「船齢」を「証書発給船級協会」に、「船舶安全法施行規則第一条第十五項の船齢」を「船舶安全法第二十九条ノ三第二項の登録を受けた船級協会」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3　船級協会は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書を受有する船舶安全法第八条の船舶が同条の検査（中間検査に相当する検査（国際防汚方法証書を受有する同条の船舶にあつては、定期検査、中間検査又は臨時検査に相当する検査）に限る。）に合格した場合は、貨物船安全構造証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書、貨物船安全証書、国際液化ガスばら積船適合証書、国際液体化学薬品ばら積船適合証書、高速船安全証書及び高速船航行条件証書、国際満載喫水線証書、国際満載喫水線免除証書又は国際防汚方法証書に当該検査に合格した旨を記入（国際防汚方法証書については、防汚方法の変更又は更新に係る検査をした場合に限る。）するものとする。

第十二条の見出し中「船級協会」を「証書発給船級協会」に改め、同条第一項及び第二項中「船級協会」を「証書発給船級協会」に、「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改め、同条第三項中「船級協会」を「証書発給船級協会」に、「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改め、「、第六条」を削り、同条第四項中「及び貨物船安全証書」を「、貨物船安全証書及び国際液化ガスばら積船適合証書」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。